福井市

令和8年度

固定資産税

償却資産申告ガイド

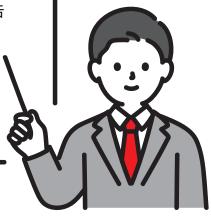
申告は便利な *ELTAX* をご利用ください



■ 複数の自治体へまとめて_{申告}

詳しくはこちらをご覧ください





償却資産とは 2

申告チェック

リスト

記入例 **3**

申告の対象 となる資産

7

申告が必要な方 1(

提出書類 12

償却資産の 課税計算方法

15

国税との主な比較

Q & A

16

減免・特例等

20

16

郵送や窓口でも申告を受付しています





令和8年 **1月20**_{日(火)} 迄の 申告にご協力をお願いします

I 償却資産の申告について

1 申告チェックリスト

申告書提出の前に、記入事項の確認をお願いします。

No	確認欄	確認事項
1		提出書類はすべて揃っていますか。(参考: P12、13) ●自社様式で提出される方 本市から送付した申告書を同封しましたか。 ●控えのご返送を希望される方 宛先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封しましたか。 ●初めて申告する資産に課税標準の特例を適用させるものが含まれている方 本市HPに掲載の特例申告書を同封しましたか。
2		会社名や住所に変更はありませんか。(参考:P3記入例①)
3		申告書右上の所有者コードは記入されていますか。(参考: P3 記入例⑤)
4		申告に応答される方の名前・連絡先、税理士名等は記入していますか。 (参考:P3 記入例⑥、⑦)
5		種類別明細書に記載している資産は令和8年1月1日に福井市内に存在 していますか。
6		『種類別明細書(増加・全資産用)』『種類別明細書(減少資産用)』の用紙について、次の項目に記入漏れはありませんか。(参考: P4、5) ①資産の種類 ②資産の名称等 ③数量 ④取得年月 ⑤取得価額 ⑥耐用年数 ⑦増加事由(減少事由及び区分)
7		 ◆申告書の「前年中に減少したもの(ロ)」「前年中に増加したもの(ハ)」の各合計と、種類別明細書の小計は一致していますか。 ◆(イ)-(ロ)+(ハ)の計算結果が「計(ニ)」と一致していますか。 (参考:P3 記入例⑬⑭、参考:P4 記入例⑧、参考:P5 記入例⑦)
8		土地・家屋(家屋本体や家屋と一体で家屋の効用を高める設備で、固定資産税上、家屋として評価されているもの)は申告に含まれていませんか。 (参考: P7、8、9)
9		無形減価償却資産の種類(電話加入権、ソフトウェア、営業権等)、自動車税・軽自動車税の対象になる自動車等は申告に含まれていませんか。 (参考: P10)

2 償却資産とは(詳細は7ページ以降をご覧ください)

固定資産税は土地や家屋の他に償却資産(事業のために用いることが出来る構築物、機械、 器具、備品等)についても課税の対象となります。

【償却資産の例】

各業種共通

パソコン、看板、コピー機 など



農 業

田植え機、ビニールハウス など



クリーニング業

洗濯機、乾燥機、自動販売 機など



病院

ベッド、手術台、X線装置 など



太陽光発電事業

太陽光パネル、アスファルト 舗装など



建設業・工場

発電機、受変電設備、大型 特殊車両など



ガソリン販売業

オイルチェンジャー、洗車機 など



不動産賃貸業

門、塀、ごみ置場、外構工事 など



ホテル・旅館

客室備品、洗濯設備、厨房 設備など



3 償却資産の申告が必要な方

今までに福井市へ申告されている方

・資産内容に変更(増減)がある

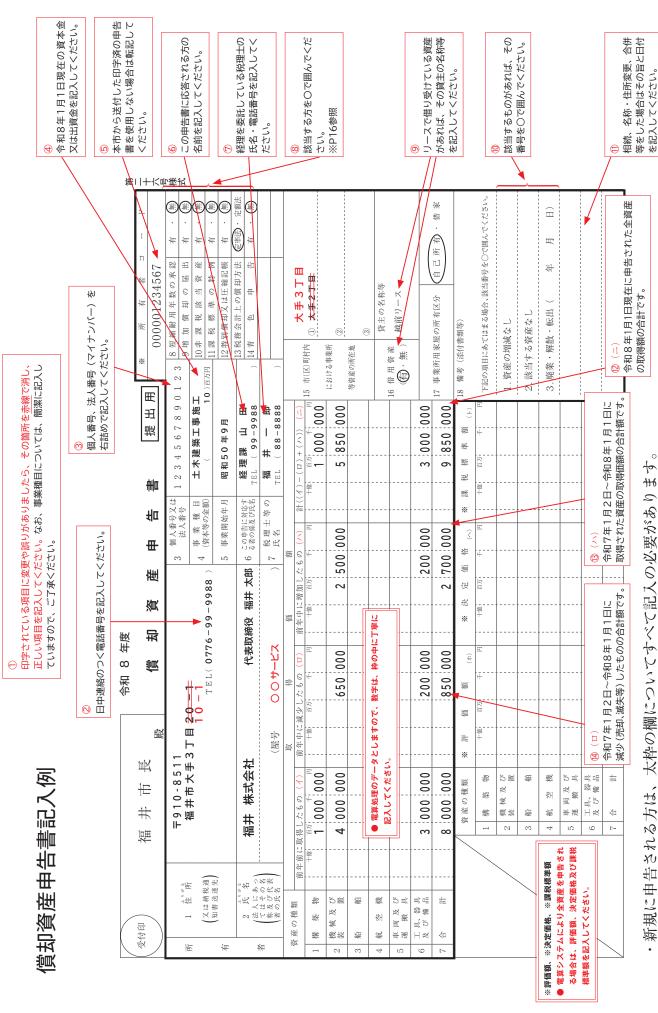
- (➡P3·4·5記入例参照)
- ・償却資産を所有しているが、去年と変更が無い (→P3記入例⑩参照)

・廃業・解散・転出

(→P3記入例⑩⑪参照)

初めて申告される方

(→P3·4記入例参照)



・新規に中台される方は、太枠の欄についてすべて記入の必安かめります。 ・福井市では、事業者情報の印字を一部省略しております。

そのため、空欄の箇所はご記入いただきますようご協力よろしくお願いいたします。 また、印字された内容に変更がある場合は朱書きで訂正してください。 枠の中に

文字などは、

● 電算処理のデータとしますので、数字、 丁寧に記入してください。

種類別明細書記入例(増加資産・全資産用)

前年中に取得した資産、申告漏れ資産等を記入してください。

法令による短縮耐用年数、中古資産の 見積耐用年数を採用している場合は、 その耐用年数を記入し、その旨を摘要 税込経理方式を選択の場 特例・非課税に該当するものは必ず 摘要の欄に、赤で表示し、適用条項を 記入してください。 圧縮記帳は、地方税法では認められて おりませんので、 圧縮前の取得価額を 償却資産を取得するために支払った 「減価償却資産の耐用年数等に関する 省令」に掲げる耐用年数を記入してく 消費税は、税込経理方式を選択の場合、消費税を含んだ金額を記入してく 険料等を含む)を記入してください。 金額(購入手数料、運搬費、関税、 該当する増加事由の番号を〇で 囲んでください。 何枚のうち何枚目かを記入 欄に記入してください。 移動による受入れ 記入してください。 してくだけい。 中古品取得
 移動による受 附則15条43項 1. 新品取得 その他 第二十六号様式別表 非課税~ 壓 枚のうち 駅 郷 华 8) 『償却資産申告書』(P3)の「前年中に 増加したもの(ハ)」の合計額と同じ 増加事由 金額になるよう記入してください。 種類別明細書(増加資産・全資産用)(減少資産用)は、福井市ホームページからもダウンロードできます。不足がある場合等にご活用ください。 御 課稅標準 ただし、電算システムによる全資産申 竹 社 告をされる方は記入が必要です。 414 出 税標準 特例 記入の必要はありません。 村 :〇印を付けてください。 椞 艸 Ħ * | | | 争 # 改良費の支出がある場合は、本体部分と区分して記入してください。 額 占 価 田 2.「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいず75. H 囯 點 <u>⑨</u> 実際に資産を取得した年月を記入してください。 減価残存率 さい。(用紙が不足する場合はコピーしてください 種類別明細書(増加資産・全資産用 耐用年数 ∞ 4 200 000 500 000 2 700 000 選 囯 * 赵 10 05 取得年月 \blacksquare # _ _ 1. 太わくの中だけ書いてくだ 年中 2 Ŋ 数 岫 ~ _ (1) 3は「昭和」 4は「平成」 5は「令和」です。 ind ind 資産の名称等欄は、企業が備付けている固定資産台帳の 資産の品名、構造及び製造業者名等を記入してください。 なお、改良費(資本的支出)を有する場合は取得年次 绑 苓 谷 電動のこぎり F-1 8 ① 「資産コード」の欄は、記入しなくても結構です。 濹 567 ごとに記入してください。 防犯装置 渱 車両及び運搬具 年度 3.4 種類区 \mathcal{O} ω 00001 小 築 物 械及び装置 # П 濹 迩 種類 0 监 藜 資産の種類 7 9 梅 中 01 05 83 90 02 90 07 80 00 10 11 12 13 14 15

2. 「年号」の欄は、3.昭和 4.平成 5. 令和となっています。

■算処理のデータとしますので、数字、文字などは、枠の中に 丁寧に記入してください。

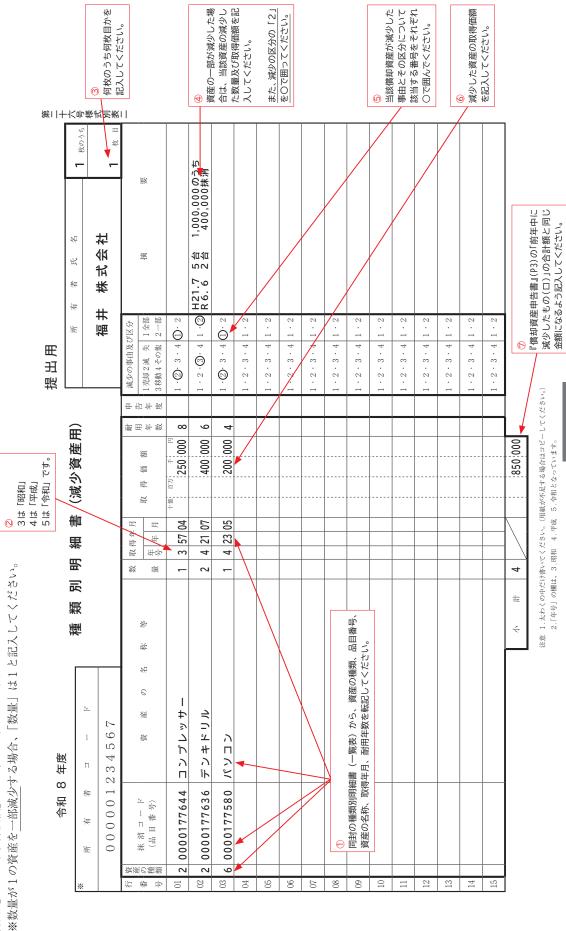
種類別明細書記入例(減少資産用)

減少した資産を同封の種類別明細書(一覧表)を見ながら記入してください。

◎全部減少と一部減少の要領

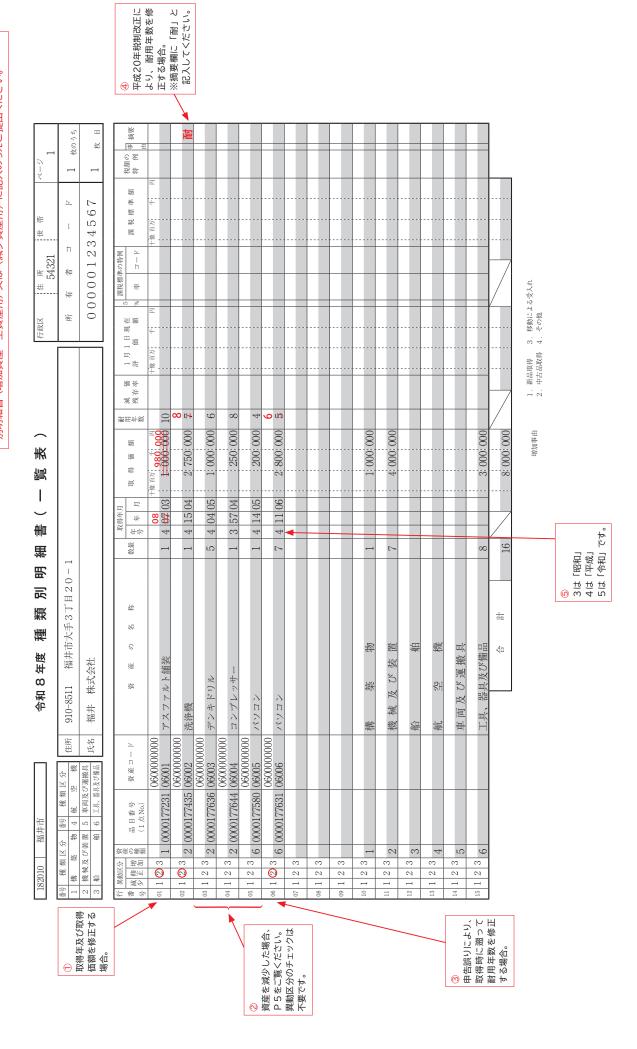
- 資産を全部減少する時は、同封の償却資産一覧表より、「資産の種類」~「耐用年数」までを正しく転記し、減少の事由を選び、減少区分「1全部」に○をします。
- 発産の一部を減少する時は、減少した資産の数量および減少した資産の金額を記入してください。例えば、当初取得価額 100 万円(数量 5 台)のうち、40 万円(数量 2 台)を減少した場合、

「数量」は2、「取得価額」は400,000と記入します。



種類別明細書記入例(修正がある場合)

この一覧表は、令和 7 年 10 月時点で本市の固定資産台帳に登録されている償却資産の明細です。内容をご確認いただき、修正箇所がある場合は、異動区分の「修正」を○で囲み、赤字で訂正してください。また、増加又は減少した償却資産がある場合は、それぞれ種類別明細書(増加資産・全資産用)又は(減少資産用)に記入のうえご提出ください。



Ⅱ 償却資産のあらまし

償却資産とは、土地・家屋以外の資産で、会社や個人で工場や商店などを経営しておられる方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等です。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者が自らの事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸付ける場合や福利厚生の用に供する場合も含まれます。ただし、無形減価償却資産(ソフトウェアなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象である車両などは対象から除かれますので、ご注意ください。(下表・P10参照)

1 償却資産の種類と具体例

資	産の種類	主 な 償 却 資 産 の 内 容
1 構	構築物	井戸、門、塀、舗装路面 (駐車場舗装)、煙突、庭園、看板、外灯、固定資産税 上家屋として評価されない建物 (自転車置場等)等
築物	建物付属設備	① 受変電設備、中央監視装置、簡易間仕切り、特定の生産又は業務用の設備等 ② テナントが賃貸家屋に施工した内装・建築設備等
2	機械及び装置	物品の製造、加工、修理等に使用する機械等、駐車場機械装置等、 土木建設機械(パワーショベル・ブルドーザー等)
3	船舶	客船、貨物船、漁船、モーターボート、貸ボート、釣船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車等(ナンバープレートの 分類番号が「0」「00 ~ 09」「000 ~ 099」及び「9」「90 ~ 99」「900 ~ 999」)、 台車、荷車、構内運搬車等(自動車税、軽自動車税の対象になる乗用車、トラッ ク等、及びこれらに属するカーナビゲーションシステム等は除く) 農耕作業用自動車で、最高速度が毎時 35km以上のもの
6	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、テレビ、電話、ファクシミリ、複写機、パソコン、 エアコン、応接セット、自動販売機、測定工具、取付工具、医療用機器等

2 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

例えば、取り外しが可能な独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取扱います。詳しくは、次ページの「家屋と償却資産の区分表」を参考にしてください。

~ 家屋と償却資産の区分表(家屋と設備等の所有者が同じ場合)~

設備等の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作	床・壁・天井仕上、 店舗造作等		工事一式
	受・変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、 無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
電気設備	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	配管・配線・端子盤等
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、 アンプ等の機器	配管・配線等
	インターホン設備		親機、子機、配管・配線等
	監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ	配管・配線等
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	左記以外の設備
	給排水設備	屋外設備、引込工事 特定の生産又は業務用設備	配管、高架水槽、受水槽、 ポンプ等
給排水衛生設備	給湯設備	湯沸器等の局所式給湯設備 (ユニットバス等用を除く)	中央式給湯設備、 局所式給湯設備(ユニット バス、床暖房用等)
	ガス設備	屋外設備、引込工事、 特定の生産又は業務用設備	屋内の配管等
	衛生設備		設備一式
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
空調 設 備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、 特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	火災報知設備		設備一式
防災設備	避雷設備		設備一式
DO DO PLO	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、 ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンク ラー設備等
	運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレー ター、ダムウェーター等
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・ 社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
その他の設備	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備	左記以外の設備
	その他の設備等	冷凍・冷蔵倉庫における冷却設備、ろ 過装置、LAN設備、POSシステム、 広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖 看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐 車設備(ターンテーブルを含む)、株 価表示板、メールボックス、カーテン、 ブラインド等	
外 構 工 事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)	

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が取り付けた内装・造作及び建築設備等の特定附帯設備については、 地方税法第343条第10項により、<u>テナントの方が償却資産として申告してください。</u>

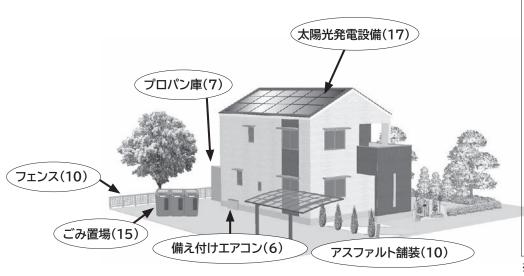
この場合、上記の表で「家屋に含めるもの」に記載された設備も申告対象です。

3 業種別の主な償却資産

業	種	課税対象となる主な償却資産の例示
共	通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、 レジスター、看板(広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン)、自動販売機、舗装路 面、LAN設備等
製造	業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷	業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設	業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっている ものを除く)、大型特殊自動車、発電機等
娯 楽	業	パチンコ機、パチンコ機取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場 用設備、ゴルフ練習場設備等
料理飲食	店 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売	業	陳列棚、陳列ケース (冷凍機又は冷蔵機付のものを含む)、日よけ等
理容・美	容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医 (歯)	業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット)等
クリーニン	グ業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
農	業	ビニールハウス、籾摺り機、大型特殊自動車に該当する農耕作業用自動車等
駐 車 場	業	受・変電設備、発電機設備、蓄電器設備、機械式駐車設備 (ターンテーブルを含む)、 駐車料金自動計算装置、舗装路面等
ガソリンスタ	ンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
不動産賃	貸業	受・変電設備、発電機設備、蓄電器設備、中央監視制御装置、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備等

(例)

共同住宅 (家屋は別途課税されます。)



【償却資産例】

- ・コンクリート塀(15)
- ・ブロック塀(15)
- ・側溝(15)
- ・コンクリート舗装(15)
- ・自転車置き場 (7)
- ・外灯 (10)
- ・植え込み (花壇) (20)
- ・下水道・浄化槽(15)
- · 金属製門 (20)
- · 金属以外門 (10)
- · 金属製看板 (20)
- ·金属以外看板(10)

※()内は耐用年数です。

Ⅲ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和8年1月1日現在償却資産を所有されている方です。廃業・解散・転出された場合も備考欄にその旨を記入して申告してください。また、資産の増減がない方も申告書の提出をお願いします。なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として借主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方
 - ※各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告ください。

(例:福井太郎外1名)

キ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人(テナント)の方

2 申告の対象となる資産

令和8年1月1日現在において、<u>事業の用に供することができる資産</u>で、次に掲げる 資産も申告が必要になります。

- ア 償却済資産(耐用年数が経過した資産)
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費(資本的支出:新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。)
- オ 福利厚生の用に供するもの
- カ 個別に減価償却しているもの(*1)
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの (例)中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産(*2)

注: (*1) 及び (*2) については、11 ページの図をご参照ください。

3 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの(例:小型フォークリフト)
- イ 無形減価償却資産(例:特許権、実用新案権等)
- ウ 繰延資産

- エ 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
 - ・取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却している もの(*3)
 - ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)(*4)
- オ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2 第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万 円未満のもの(*5)
- カ 自己所有の建物を通常の維持管理から改修した場合の費用 →家屋の評価に含まれておりますので、償却資産として申告の必要はありません。

注:(*3)(*4)(*5)については、下表をご参照ください。

4 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税(償却資産)の申告の対象から除外する「少額資産」とは、以下のものをいいます。

- I 取得価額が10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの(*4)
- Ⅱ 取得価額が20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの(*3)
- Ⅲ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち取得価額20万円未満の リース資産(*5)

このことから、租税特別措置法の規定により中小企業者等の少額資産特例を適用して 損金算入または必要経費に算入した資産については、固定資産税(償却資産)の申告の 対象となります。(下図をご参照ください)(*2)

	経理区分と申告の要否				
取得価額	①個別に減価償却している資産	②中小企業者等の 少額資産特例	③3年間一括償却 ⑤リース資産※ (20万円未満)	④一時損金算入	
10万円未満			申告不要	申告不要 (* 4)	
10万円以上 20万円未満	申告必要	申告必要 (* 2)	(*3) (*5)		
20万円以上 30万円未満	(*1)				
30万円以上					

※法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産(20万円未満)は申告不要です。

Ⅳ 提出していただく書類について

償却資産の申告方法には、1月1日(賦課期日)現在所有している全ての資産を申告していただく**全資産申告**と、前年中に増加又は減少した資産を申告していただく**増減申告**があります。

1 申告方法

提出書類			種類別明細書 増加資産・ 全資産用 減少資産用		記入上の注意点	
資産	資産の状況					
申告され	償却資産を所有 している方	0	0	×	全資産を記入してください。	
れる方	償却資産を所有 していない方	0	×	×	申告書右下の備考欄の「2.該当す る資産なし」に○をつけてください。	
	増加資産あり	0	0	×	種類別明細書(増加資産・全資産用) の必要項目を記入してください。	
	減少資産あり	0	×	0	減少資産は、種類別明細書(一覧表) に記入されている全ての事項を転 記してください。	
増減申告される方	増加・減少資産あり	0	0	0	種類別明細書(増加資産・全資産 用及び減少資産用)を、記入例(P4、 5)を参照の上、記入してください。	
される士	増減資産なし	0	×	×	申告書右下の備考欄の 「1.資産の 増減なし 」に○をつけてください。	
J	該当資産なし	Δ	×	×	下記①~③に該当する方は申告が 必要です。該当が無い場合は申告を 省略できます。 ①新たに「償却資産」を取得した ②廃業・転出 ③住所、名称、送付先等に変更がある	
電貨	章処理申告の方	0	0	0	次ページ (2)電算システム等により、電算処理申告(全資産申告)される方をご覧ください。 市から申告書が届いた方は、種類別明細書(減少資産用)も提出してください。	
廃業	・解散・転出等	0	×	×	申告書右下の備考欄の 「3.廃業・ 解散・転出」に○をつけてください。	

(1) 増減申告をされる方

令和7年中(令和7年1月2日~令和8年1月1日)に増加又は減少した資産を申告してください。

なお、前年度までに申告された資産は、種類別明細書(一覧表)に印字されています。

※既存資産の修正がある場合

種類別明細書(一覧表)をコピーしていただき、異動区分の修正を○で囲み、修正 事項を赤字で訂正して提出してください。

申告書、明細書の記入については、3~6ページをご覧ください。

(2) 電算システム等により、電算処理申告(全資産申告) される方

令和8年1月1日現在所有されているすべての資産の**評価額**を算出し、全資産を申告してください。

- ※耐用年数に応じた減価率を用いてください。(19ページ参照)
- ※評価額の最低限度は、取得価額の100分の5です。

(3) 個人番号(マイナンバー) について

個人番号を記載した申告書の提出時には、本人確認(番号確認、身元確認及び代理 権確認)が必要となります。以下の確認資料をご提示ください。また、郵送の場合に は、確認書類の写しを添付してください。

なお、法人の場合は、本人確認は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し(個人番号付)」等
身元確認資料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等(①が困難な場合、②でも可) ②「福井市から送付された氏名・住所が印字済みの償却資産申告書」等

イ 代理人が申告書を提出する場合

貼った返信用封筒を同封してください。

本人の番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票の写し(個人番号付)」等
代理人の 身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証(代理人が法人の場合)」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

2 注意事項

(1)提出書類はすべて**提出用**のみです。(控用の提出は不要です。) なお、申告書を郵送される方で、申告書控用に受付印の必要な方は、必ず切手を

(2) 自社作成の申告書で申告される場合は、お手数ですが、確認のため本市から送付した申告書を添付してください。

3 申告義務違反に対する措置

正当な理由がなく申告されない場合には、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金が徴収されることがあります。また、国税資料等に基づき、推計課税を行う場合があります。

虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられること があります。

4 過年度への遡及等について

償却資産の取得年が申告の前年より前であることが判明した場合、また、実地調査に 伴い申告内容の修正をお願いした場合は、地方税法17条の5の規定により最大5年間 遡って課税を行うことがあります。

V 償却資産の評価と課税について

1 償却資産の課税について

区分	説明
納 税 義 務 者	令和8年1月1日現在の所有者が納税義務者となります。
賦 課 期 日	毎年1月1日が賦課期日となり、その年の途中に機械等を滅失してもその年度は課税されます。
償却資産の申告制度	償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を、 1月 31日 までに申告しなければなりません。これに基づき、毎年評価し、価格を決定します。
課税台帳の閲覧	償却資産課税台帳に登録された価格等は、所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。なお、詳細については広報紙及びホームページでお知らせします。
税 額	課税標準額に税率の 1.4 / 100 を乗じた額です。 〈計算例〉 (課税標準額) (税率) (税額) 2,000,000円×1.4 / 100 = 28,000円
免 税 点	償却資産の課税標準となるべき額(全資産の合計額)が 150 万円 未満の場合は課税されません。(免税点未満と判断される場合も、 申告は必要です。)
納期	1期 2期 3期 4期 の4回に分け、土地・家屋と合算して 納税していただきます。

2 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

ただし、算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額 となります。

評価額の計算式

- (1)前年中に取得した資産の場合 取得価額×(1-r/2)
- (2)前年前に取得した資産の場合 前年度評価額×(1-r)

※ r は耐用年数に応ずる減価率

3 評価額の算出(計算例)

(1)減価残存率の算出(19ページも参考にしてください)

耐用年数	減価率	半年分の原価残存率	1年分の原価残存率
5年	0.369	$0.815 = 1 - \frac{0.369}{2}$	0.631 = 1 - 0.369
8年	0.250	$0.875 = 1 - \frac{0.250}{2}$	0.750 = 1 - 0.250

(2) 評価額の算出

取得時期	取得価額	耐用年数	令和7年度	令和8年度
令和6年3月	3,000,000円	5年	3,000,000円× 0.815 = 2,445,000円	2,445,000円× 0.631 = 1,542,795円
令和7年10月	5,000,000円	8年	_	5,000,000円× 0.875 = 4,375,000円
計			2,445,000円	5,917,795円

4 国税との主な比較

地方税と国税では次表のとおり取扱いが異なり、国税の特例・制度は固定資産税(償却 資産)には適用されないため、国税とは異なる取得価額での申告が必要な場合があります。

		_
項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却資産の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度 (決算期)
	定率法	
減価償却の方法	(19 ページの減価残存率表をご参照ください。) ※法人税法等の旧定率法で用いる原価率と同様	定率法、定額法等の選択制度 (建物については定額法)
前 年 中 の 新 規 取 得 資 産	半 年 償 却 (1/2)	月割償却
圧 縮 記 帳	× (注1)	0
特別償却·割増償却 (租税特別措置法)	× (注1)	0
増 加 償 却	○ (注2)	0
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額(1円)まで
中小企業者の少額資 産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	× (申告が必要です。)	0
改 良 費	区分評価 (資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価 ※一部、合算評価も可

- (注1) **圧縮記帳・特別償却・割増償却**は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は**圧縮前の取得価額を記入してください**。
- (注2) **増加償却**の適用を行っている資産を所有されている場合は、**税務署長への「増加償却 の届出書」の写しを申告書に添付してください**。

5 実地調査協力のお願い

申告の受理後、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて償却資産の実地調査を行っています。固定資産台帳や減価償却資産明細書の写し等の提出を求められた際は、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

6 減免について

償却資産が火災、風水害等で被害を受けたときなど、福井市市税賦課徴収条例第57 条で定める要件を満たす場合には、申請により減免を受けることができます。

7 過疎地域における課税免除について

一定額以上の特別償却設備を取得した者について、「過疎地域の持続的発展の支援に 関する特別措置法」及び「福井市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」 に基づき、固定資産税の課税免除を受けることができます。

8 非課税及び課税標準の特例について

地方税法第348条に定める資産については、**非課税**の措置が講じられており固定資産 税が課税されません。

また地方税法第349条の3及び本法附則第15条等に定める資産については、**課税標準の特例**が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に適用条項を記入し、「特例申告書及び該当資産であることを証する添付書類」とともに申告してください。※

なお、非課税及び特例が認められる資産については、それぞれ法令により細かく決められており、地方税法の改正により内容が変更されることがありますので、詳しい内容については資産税課償却資産担当までお問い合わせください。

課税標準の特例が適用される資産を一部抜粋したのが下表です。

(令和7年8月現在)

適用	条項	設備の種類	適用期間	特例率	取得時期
地方税法 附則 第 15 条	第 2 項 第 1 号	公共の危害防止施設等 (汚水又は廃液処理施設)	期限なし	1/2	R6.4.1 ~ R8.3.31
	第 2 項 第 4 号	公共の危害防止施設等 (産業廃棄物処理施設)	期限なし	1/3	R6.4.1 ~ R8.3.31
	第 2 項 第 5 号	公共の危害防止施設等 (下水道除害施設)	期限なし	4/5	R6.4.1 ~ R8.3.31
	第 25 項	再生可能エネルギー発電設備 【太陽光発電設備】※ (補助金等の支援を受けて取得した 設備等)	取得後3年間	1,000kW 未満 2/3	R6.4.1 ~ R8.3.31
				1,000kW 以上 3/4	
	旧44項	中小事業者等が取得した先端設備等 (一定の機械及び装置、工具、器具・ 備品並びに建物付属設備の一部)	要件により 取得後 3年間~4年間	要件により 1/2 または1/3	R6.4.1 ~ R7.3.31
	第43項	中小事業者等が取得した先端設備等 (一定の機械及び装置、工具、器具・ 備品並びに建物付属設備の一部)	要件により 取得後 3年間~5年間	要件により 1/2 または1/4	R7.4.1 ~ R9.3.31

- ※その他、風力、水力、地熱、バイオマスについても課税標準の特例があります。
- ※ (先端設備等を除く) 課税標準の特例を適用する場合に必要な書類
 - ①**固定資産税(償却資産)課税標準の特例措置に関する申告書**、②特例適用となる事由を証明する書類(例:各種申請書・届出書・検査証・許可証等の写し、写真・仕様書・所在図等)
- ※【先端設備等】課税標準の特例を適用する場合に必要な書類
 - ①**固定資産税(償却資産)課税標準の特例措置に関する申告書**、②先端設備等導入計画の申 請書及び、③認定書の写し、④認定経営革新等支援機関による確認書の写し、
 - ⑤認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書の写し、⑥従業員へ賃上げ方針を 表明したことを証する書面の写し(要件となる場合)

課税標準の特例申告書は福井市ホームページからダウンロードできます。

~ 参 考 ~ 主な資産の耐用年数表

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数によるものから一部抜粋

資産の種類	構造又は用途	細目	耐用 年数
建物	簡易建物	掘立造のもの及び仮設のもの	7
	 電気設備	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水・衛生・ガス設備		15
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
建物付属	プライスは自るが設備	その他のもの	8
設備	 可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	冷房、暖房、通風またはボ イラー設備	冷暖房設備	
		冷凍機の出力が 22kw 以下のもの	13
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	その他のもの	15
	広告用	金属造のもの	20
	2013	その他のもの	10
	 緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
構築物	THE TOTAL CONTRACT OF THE PARTY	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く)	20
מואנדוו	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷	15
		アスファルト敷	10
	農林業用のもの	主として金属製のもの	14
	2011/10/10/20	その他のもの	8
車両及び運搬具		フォークリフト(小型特殊用自動車を除く)	4
	家具、電気機器、ガス機器 及び家庭用品	事務机、椅子、キャビネット	L
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		陳列棚、陳列ケース	
		冷凍機又は冷凍機付のもの	6
		その他のもの	8
		冷房用又は暖房用機器	6
55.5.5.40		電子計算機	
器具及び		パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	4
備品		その他のもの	5
	 事務機器及び通信機器	複写機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		テレタイプライター及びファクシミリ	5
		電話設備その他の通信機器	
		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
	理容又は美容機器	了企·桃 四	5
	医療機器	手術機器	5
		歯科診療用ユニット	7
機械及び 装置	食料品製造業用設備		10
	木材又は木製品(家具を除 く)製造業用設備		8
	農業用設備 洗濯業、理容業、美容業又		7
	は浴場業用設備		13
	自動車整備業用設備		15
	宿泊業用設備		10
	飲食店用設備		8
	電気機械器具製造業用設備		7
	太陽光発電設備		17

~ 参 考 ~ 減 価 残 存 率 表

五月日午半	減価率	減価残存率		五月四十半	減価率	減価残存率	
耐用年数	(r)	前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)	耐用年数	(r)	前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912
12	0.175	0.912	0.825	30	0.074	0.963	0.926
13	0.162	0.919	0.838	40	0.056	0.972	0.944
14	0.152	0.924	0.848	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	60	0.038	0.981	0.962

償却資産 Q & A

.....

Q 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか?

......

- A 償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第383条の規定により、所有者は毎年1月1日現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。
- 毎年、税務署へ確定申告していますが、市に申告しないといけないのですか?
- 申告は必要です。税務署への申告は国税に関するもので、市役所への申告は固定資産税(償却 資産)に関するものです。
- A 償却資産をお持ちの方は申告が必要です。償却資産申告書の右下の備考欄の「1.資産の増減なし」を○で囲んでください。
- 共同住宅(アパート)を所有し、賃貸業を行っているのですが、償却資産を申告する必要がありますか?
- A 申告は必要です。家屋の評価に含まれていないルームエアコンやアスファルト舗装等が対象です。詳しくは、9ページをご確認ください。
- **Q** 店舗を借りて事業をしていますが、内装や電気設備、給排水設備等の付帯設備の工事は誰が申告するのですか?
- A テナント等が取り付けた内部造作や電気設備、建築設備等は、テナント側が償却資産として 申告してください。
- フォークリフトを購入しました。償却資産として申告する必要がありますか?
- A 道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち大型特殊自動車については、償却資産の課税対象になります。 自動車税の課税対象になる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自動車・軽自動車・

自動車税の課税対象になる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自動車・軽自動車・ 小型特殊自動車については償却資産の課税対象にはなりません。

- □ リース資産は、申告対象になりますか?
- A 基本的にリース会社に申告していただきます。 ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合 は、借主が申告することになります。
- ▲ 太陽光発電設備を設置しましたが、償却資産を申告する必要がありますか?
- A 遊休地や屋根の上などに設置し、事業用資産に該当する場合、償却資産の申告対象になります。 ただし、発電出力 10kW 未満の太陽光発電設備を個人が住居用の屋根の上などに設置し、発電 された電気を自分の住まいの電気に充て、残った電気を電力会社に売却する場合は、事業用資 産に該当しないため、申告は不要です。また、太陽光パネルを家屋に一体の建材(屋根材)と して設置されている場合、家屋の評価対象になるため、申告は不要です。
- **Q** 所有者が死亡して相続しましたが、どのように申告すればよいですか?
- A 申告者の住所、氏名欄を新所有者のものに書き換え、右下備考欄に「●年●月旧所有者□□□□ □死亡のため、新所有者は▽▽▽▽」と記入してください。
- 廃業しましたが、申告する必要はありますか?
- A 申告は必要です。申告書右下の備考欄の「3. 廃業 」を○で囲み、その横に日付を記入してください。提出していただいた翌年からは申告する必要はありません。

おねがい

- ●申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。なお同封されていない場合には、返送できかねますのであらかじめご了承ください。
- ●自社作成の申告書で申告される場合は、お手数ですが確認のため本市から送付した申告書を必ず同封してください。
- ●本市より送付しました種類別明細書(一覧表)に誤りまたは修正したい事項がある場合には、赤字で正しい事項に訂正してご返送ください。
- ●提出していただく申告書、種類別明細書はそのまま入力原票として使用いた しますので、「申告の記入例」により正しくご記入くださいますようお願い いたします。
- ●法定期限である2月2日(月)より後に申告いただいた場合は、第2期納期限からの課税や更正となる場合がございますのでご注意ください。
- ●償却資産についてのお問い合わせ先 福井市財政部資産税課 償却資産担当(☎0776-20-5315)

申告書の用紙はホームページから ダウンロードできます。

申告にあたっては、福井市ホームページもご利用ください。

償却資産申告書、種類別明細書がダウンロードできます。



福井市 償却資産

検索

申告書提出先

〒 910-8511

福井市大手3丁目10番1号

福井市財政部税務事務所 資産税課 償却資産担当 行

※申告書等を郵送で提出される際に、封筒に貼り付けてご利用 ください。

